



# 鳥取県公報

令和元年5月10日（金）  
号外第3号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 人委規則	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（1）（給与課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（2）（Ⅱ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

# 人 事 委 員 会 規 則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月10日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

## 鳥取県人事委員会規則第1号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>別表（第2条関係）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 智頭町</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育委員会事務局</td> <td style="text-align: center;">課長 <u>参事</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4～26 略</p> <p>備考 略</p>	機 関	職	略		教育委員会事務局	課長 <u>参事</u>	略		<p>別表（第2条関係）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 智頭町</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育委員会事務局</td> <td style="text-align: center;">課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4～26 略</p> <p>備考 略</p>	機 関	職	略		教育委員会事務局	課長	略	
機 関	職																
略																	
教育委員会事務局	課長 <u>参事</u>																
略																	
機 関	職																
略																	
教育委員会事務局	課長																
略																	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月10日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

**鳥取県人事委員会規則第2号**

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">(15) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</td> <td>一の年の<u>6月</u>から9月までの期間内における、週休日、条例第10条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		(15) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の <u>6月</u> から9月までの期間内における、週休日、条例第10条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間	略		<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">(15) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</td> <td>一の年の<u>7月</u>から9月までの期間内における、週休日、条例第10条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		(15) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の <u>7月</u> から9月までの期間内における、週休日、条例第10条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間	略	
略													
(15) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の <u>6月</u> から9月までの期間内における、週休日、条例第10条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間												
略													
略													
(15) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の <u>7月</u> から9月までの期間内における、週休日、条例第10条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間												
略													

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">(15) 夏季における盆等の諸行事</td> <td>一の年の<u>6月</u>から9月までの期間内における、週休日、条</td> </tr> </table>	略		(15) 夏季における盆等の諸行事	一の年の <u>6月</u> から9月までの期間内における、週休日、条	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">(15) 夏季における盆等の諸行事</td> <td>一の年の<u>7月</u>から9月までの期間内における、週休日、条</td> </tr> </table>	略		(15) 夏季における盆等の諸行事	一の年の <u>7月</u> から9月までの期間内における、週休日、条
略									
(15) 夏季における盆等の諸行事	一の年の <u>6月</u> から9月までの期間内における、週休日、条								
略									
(15) 夏季における盆等の諸行事	一の年の <u>7月</u> から9月までの期間内における、週休日、条								

事、心身の健康 の維持及び増進 又は家庭生活の 充実のため勤務 しないことが相 当であると認め られる場合	例第8条の2第1項の規定に より割り振られた勤務時間の 全部について時間外勤務代休 時間が指定された勤務日等、 休日及び代休日を除いて原則 として連続する5日の範囲内 の期間	事、心身の健康 の維持及び増進 又は家庭生活の 充実のため勤務 しないことが相 当であると認め られる場合	例第8条の2第1項の規定に より割り振られた勤務時間の 全部について時間外勤務代休 時間が指定された勤務日等、 休日及び代休日を除いて原則 として連続する5日の範囲内 の期間
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。